

地方独立行政法人大阪市立工業研究所エックス線障害防止管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）におけるエックス線装置の使用を規制することにより、エックス線による放射線障害（以下「エックス線障害」という。）を防止し、安全を確保することを目的とする。

(要綱)

第2条 理事長は、研究所においてこの規程を実施するために、地方独立行政法人大阪市立工業研究所エックス線障害防止管理要綱（以下「要綱」という。）を策定する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) エックス線装置 1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線及び電子線を発生させる装置で、定格管電圧が10キロボルト以上の装置（付随的にこれと同等のエックス線を発生する装置を含む。）をいう。
- (2) 職員等 役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であつて、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）の適用を受ける者をいう。

(組織)

第4条 研究所におけるエックス線装置の取扱いに従事する者及び安全管理に関する組織は、別表のとおりとする。

(エックス線障害防止委員会)

第5条 理事長は、研究所におけるエックス線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、エックス線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、第7条に規定するエックス線作業主任者（以下「主任者」という。）並びに理事長が職員等から選任した委員をもって組織する。
- 3 委員長は、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員長は、委員会の審議の結果に基づき、理事長に答申又は意見の具申を行う。
- 7 委員会は、エックス線障害の防止を期するため、地方独立行政法人大阪市立工業研究所安全衛生管理規程に定める安全衛生委員会と必要な連絡調整を図る。
- 8 委員長は、必要に応じて、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) エックス線装置の放射線管理に関すること
- (2) エックス線装置の購入時における安全確認及び廃棄に関すること
- (3) 第12条に規定する取扱者の健康管理に関すること
- (4) エックス線障害の防止に必要な事項の総合的な点検の実施に関すること
- (5) 本規程及び要綱の制定並びに改訂に関すること
- (6) その他エックス線障害の防止に関すること

(エックス線作業主任者及びその代理者)

第7条 理事長は、エックス線障害の防止について、監督を行わせるため、電離則第48条に定める資格をもつ職員等のうちから、少なくとも1名の主任者を選任しなければならない。

2 エックス線装置のうち、装置外部に電離則第3条第1項第1号に定める管理区域を設けなければならないエックス線装置に関しては、管理区域ごとに主任者を置かねばならない。

3 理事長は、主任者が旅行、疾病その他の事故により主任者の職務を行うことができない場合は、その職務を行うことができない期間中、主任者の職務を代理させるため、第1項に定める資格を有する職員等のうちから、代理者を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第8条 主任者は、エックス線障害の発生防止のため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) エックス線障害防止上重要な計画への参画
- (2) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (3) 立入検査等への立会い
- (4) 異常及び事故の原因調査への参画
- (5) 理事長への意見の具申
- (6) 使用状況、施設、帳簿、書類等の監査
- (7) 関係者への助言、報告及び指示
- (8) 委員会開催の要求
- (9) 本規程及び要綱の制定並びに改訂への参画
- (10) その他エックス線障害防止に関して必要な事項

(意見の尊重)

第9条 理事長は、エックス線障害防止のための措置の実施について、委員長が行う答申又は意見の具申及び主任者が行う意見の具申を尊重しなければならない。

(装置管理責任者)

第10条 エックス線装置ごとに、当該装置によるエックス線障害の防止について管理を行わせるため、装置管理責任者を置く。

2 装置管理者は、理事長が指名する。

(装置管理責任者の職務)

第11条 装置管理責任者は、当該エックス線装置におけるエックス線障害防止のため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当該エックス線装置の保守及び点検の実施
- (2) 当該エックス線装置の取扱いに関して、第12条に規定する取扱者に対する指導
- (3) 当該エックス線装置に関する法令に基づく申請、届出及び報告の作成
- (4) 当該エックス線装置の異常及び事故の原因調査への参画
- (5) その他エックス線障害防止に関して必要な事項

(エックス線装置取扱者の登録の申請)

第12条 エックス線装置の取扱い及び管理、又はそれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者（以下「取扱者」という。）として新たに登録するときは、取扱者の所属する研究部長は、要綱の定めるところにより、あらかじめ理事長に申請し、承認されなければならない。

2 前項の申請にあたって、取扱者はあらかじめ第19条に定める教育訓練及び第20条に定める健康診断を受けなければならない。

3 理事長は、第1項の申請があった場合は、教育訓練の修了者で、健康診断の結果が良好であるものについて、登録を承認し、速やかに委員会に報告するものとする。

4 登録されていない者は、研究所における取扱等業務に従事することはできない。

(他機関において取扱等業務に従事する場合の取扱い)

第13条 取扱者が他機関において取扱等業務に従事しようとするときは、要綱の定めるところにより、あらかじめ理事長に届出て、承認を得なければならない。

(職員等以外の者が取扱等業務に従事する場合の取扱い)

第14条 第12条第4項の規定にかかわらず、職員等以外の者が取扱等業務に従事しようとするときは、要綱の定めるところにより、理事長に登録を申請し、承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の申請において電離則第56条に定める健康診断を受診し、電離則第52条の5に定める教育訓練を受け、かつ個人被曝線量測定用機器を装着することが可能なものについて、登録を承認するものとする。

3 理事長は、前項の申請を承認したときは、速やかに委員会に報告しなければならない。

4 主任者は、第1項に基づき申請し、登録を承認された者が取扱等業務に従事する前に本規程に関する教育を行わなければならない。

(取扱者の線量限度)

第15条 理事長は、取扱者の実効線量及び等価線量が、電離則第4条から7条までに規定された限度を超えないようにしなければならない。

(施設等の新設改廃)

第16条 エックス線装置を新設又は改廃しようとするときは、理事長は委員会にすみやかに報告しなければならない。

2 管理区域の設定及び改廃については、前項の規定を準用する。

3 主任者は、管理区域及びエックス線装置の新設又は改廃に際して、法令に定める基準に基づき、標識を付し、又は改めなければならない。

4 主任者は、エックス線装置を設置している部屋の出入口に、エックス線装置室であることを明示しなければならない。

5 主任者は、管理区域やエックス線装置を設置した部屋の見やすい場所に、放射線測定器の装着に関する注意事項、事故が起こった時の応急措置等エックス線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

6 主任者は、管理区域やエックス線装置を設置した部屋の入口付近に、必要のある者以外を立ち入らせないための掲示をしなければならない。

(施設等の維持管理)

第17条 主任者は、管理区域及びエックス線装置が法令に定める技術上の基準に適合するように維持管理し、これらを第21条に定める定期的な点検を行うとともに、点検の結果を記録しなければならない。

2 前項のエックス線装置の維持管理及び点検を実施する者は、装置管理責任者をもってあて

3 第1項の点検において、実施する項目、時期等については、委員会が別に定めるものとする。

(エックス線装置の使用の場合の遵守事項)

第18条 エックス線装置を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 取扱者はエックス線装置の正しい使用方法を熟知すること

(2) 取扱者は個人用被曝線量測定機器を装着するなど被曝管理を適切に行うこと

(3) 装置管理責任者及び取扱者は、エックス線装置を使用するとき、必要な防護措置をとり、みだりに人を近づかせないようにすること

(4) 取扱者は、エックス線装置の使用中は、目に付きやすい場所に使用中であることを明示

する標識を掲げること

- (5) 取扱者以外の者を管理区域に立ち入らせる時は、主任者の許可をうけること
- (6) 装置管理者及び取扱者は、管理区域及びエックス線装置室を常に整理し、不必要な機器等を持ち込まないこと

(教育及び訓練の実施)

第19条 主任者は、取扱者に対し、エックス線障害の防止のための教育及び訓練を、1年を超えない期間ごとに1回以上行わなければならない。

2 前項の教育は、次の各号について行うものとする。ただし、当該項目に関する十分な知識又は技能を有すると認められる者については、当該項目に係る教育を省略することができる。

- (1) 電離則等の関係法令及び本規程に関すること
- (2) エックス線の人体に与える影響に関すること
- (3) エックス線装置の構造及び取扱いに関すること
- (4) エックス線障害の防止に必要な設備及び保護器具等の取扱いに関すること
- (5) その他主任者がエックス線障害の防止に関する教育として適当と認める事項

3 前項(3)の教育は、取扱者が使用するエックス線装置の操作方法等について、装置管理責任者が行うものとする。

(健康診断)

第20条 理事長は、取扱者に電離則第56条に定める健康診断を受けさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事態が生じた場合は、速やかに健康診断を受けさせなければならない。

- (1) 新たに取扱業務に従事したい旨の届出を受けたとき
- (2) 関係法令に規定する線量当量限度を超えたとき、若しくはそのおそれがあるとき
- (3) 取扱者がエックス線障害を受けたおそれのある自覚症状を訴えたとき

3 理事長は、前項の健康診断の結果、取扱者の健康に異常が認められる場合は、装置の使用禁止、業務の転換等、必要な措置を講じなければならない。

4 理事長は、健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成し、30年間保存する。

5 理事長は、健康診断の結果を本人に通知しなければならない。

(エックス線装置の定期検査等)

第21条 装置管理責任者は、エックス線装置を初めて使用する時及びその後6月を超えない期間ごとに、要綱の定めるところにより、少なくとも1回、遺漏線量の測定等のエックス線装置の定期検査を行い、その記録を主任者に報告しなければならない。

2 主任者は、定期検査以外にも必要に応じて装置管理責任者に検査を実施させることができる。

3 主任者は、前項の定期検査、装置管理責任者による点検等の結果、使用が適当でないと認めたエックス線装置については、当該装置の使用を中止するとともに、理事長に報告しなければならない。

4 理事長は、使用が適当でないと報告されたエックス線装置は、修理等適切な措置を講じなければならない。

(管理区域の線量当量率等の測定等)

第22条 理事長は、主任者に、管理区域を明示した後初めて管理区域内においてエックス線装置を使用する時及び1月(使用の方法及び遮へい物の位置を一定にしてエックス線装置を固定して使用する場合には、6月)を超えない期間ごとに、管理区域内及び管理区域の外側の外部放射線による1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量(70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるお

そのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量)を測定させなければならない。

- 2 前項の測定は、放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合には、計算により算出することができる。
- 3 主任者は、管理区域に関する測定結果を、見やすい場所に掲示する等の方法により管理区域に立ち入る者に周知しなければならない。

(記帳)

第23条 主任者は、エックス線装置に係る使用、点検及び教育訓練に係る所定の事項を記載する帳簿(以下「帳簿」という。)を備えなければならない。

- 2 取扱者は、帳簿に所要事項を確実に記載しなければならない。
- 3 主任者は、前項の内容を点検し、1年ごとに帳簿を閉鎖しなければならない。
- 4 主任者は、帳簿の閉鎖後5年間、帳簿を保存する。

(事故・危険時の措置)

第24条 事故や災害等の事態により、エックス線障害の発生するおそれのある場合、又は発生した場合(以下「緊急事態」という。)は、次の各号に従って臨機の措置を講じなければならない。

- (1) 緊急事態を発見した者は、エックス線装置を停止するとともに、その旨を主任者、装置管理責任者、理事長等の関係者に速やかに通報すること
- (2) 理事長は、エックス線障害のおそれがある者について速やかに医師による診断又は処置を受けさせること
- (3) 理事長、主任者及び装置管理責任者等は、その他エックス線障害の防止のために必要な措置を講じること

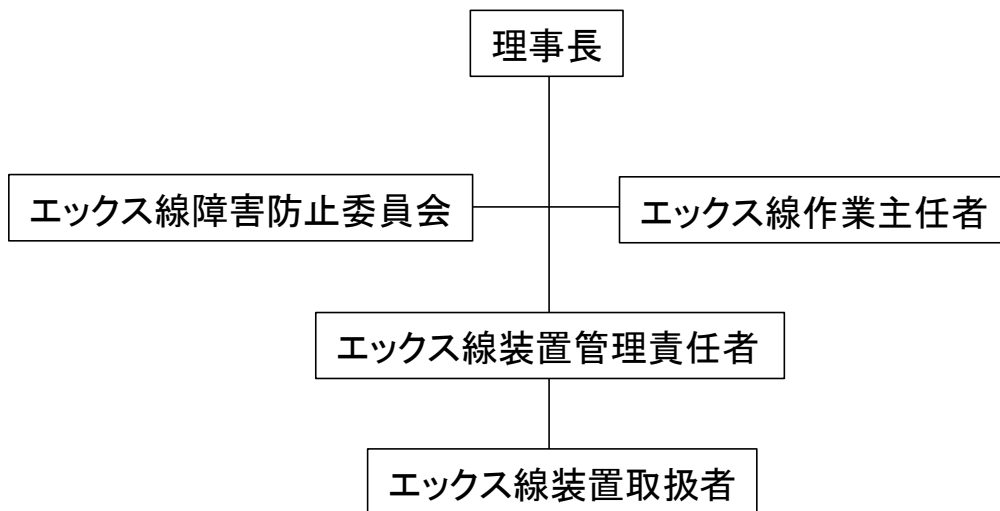
(準用)

第25条 第15条及び第20条の規定は、「原子力基本法」(昭和30年法律第186号)第3条第2号に定める核燃料物資及び同条第3号に定める核原料物質の取扱いに関し、これに従事する者の健康診断及び放射線障害に係る場合の措置について準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）



エックス線装置等の使用者及び安全管理に関する組織